

令和5年度 東特別支援学校の出発にあたって

校長 阿部 隆一

1 確かな人権感覚を【継続】

昨年度は全国の保育所や施設で、文字に表すのも嫌になるような人権侵害・虐待が明らかになり、報道が続きました。障がいがあるから、義務教育の対象外。そんな法律が改正されて開校したのが当校です。私たちには、市立学校園のなかでも格段の人権感覚が期待・要求されています。このことを、まずは自覚ください。

虐待防止法で定義されている虐待4種類のうち、「身体的虐待」は暴行罪という犯罪ですから論外ですが、「**心理的虐待**」の懸念を抱かれるような言動も根絶しましょう。

【参考資料① 虐待防止法の「心理的虐待」とは】

言葉で脅かしたり、脅迫したりすること。著しく無視したり、拒否的な態度を示したりすること。子どもの心を傷付けることを繰り返し言うこと。子どもの自尊心を傷付けること。など

【参考資料② 当校の〇〇教諭が、総合教育センター研修「学級経営」受講後に提出したレポート】

「今、トイレに行かないと、次に●●ができなくなるよ！」と、否定的な言葉をつい掛けてしまうこともある。そうではなく、「今、トイレに行くと、●●がたくさんできるよ！」と、肯定的な言葉掛けを常に頭に置いておくこと。否定的な言葉は、不安を感じさせてしまうことしかない。肯定的な言葉掛けを常に意識し、子どもがワクワク過ごせる学級をつくっていきたい。

【参考資料③ 2019, 10, 26 新発田市で開催 人権保育研修大会の記念講演から】

問われているのは、保育者自身の人権意識・人権感覚です。何気ない言葉で、子どもの心を傷つけていませんか？ どうせ大人の言葉は分からないからと、子どもの前で、親や子の悪口を言いませんか？ 子どもは大人に何も言えないのに、給食を無理矢理食べさせていませんか？ 「子どものために！」「この子のためだから！」と言いながら、結局は不当な関わりをしていませんか？

子どもは、弱い立場にあります。大人の意のままに動かす関係に陥りやすいのです。私たちは、子どもの権利を脅かす危険性がある人間であることを、自戒すべきです。

2 学習指導要領解説を辞書引き活用して、根拠のある公教育を【継続】

私たちは、公立特別支援学校の教職員です。自己の経験・好み・教育観や、小・中学校学習指導要領の内容で教育を進める訳にはいきません。総則編、各教科等編、自立活動編の3つの特別支援学校学習指導要領解説をもとに、**法的に根拠のある教育**を進めていきましょう。

更には、学習指導要領解説を読み込み、「何をしなければならないのか」「何ができるのか」を見極めた上で、**学習指導要領解説を使いこなし、創意工夫していきましょう。**

【参考資料④ 学習指導要領解説のまえがき 文部科学省初等中等教育局長】

解説は、大綱的な基準である学習指導要領等の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために、文部科学省が作成するものであり、総則・各教科・自立活動等について、その改善の趣旨や内容を解説している。各学校においては、本書を御活用いただき、学習指導要領等についての理解を深め、**創意工夫**を生かした特色ある教育課程を編成・実施されるようお願いしたい。

3 個別の指導計画の作成と活用ではなく、個別の指導計画がある授業・指導を【継続】



個別の指導計画の作成と活用。よく聞く表現ですが、私は？と思います。個別の指導計画は、書類を作ること自体が目的なのか？ とりあえずは作っておいて、どう活用するのかは別の話で、後でまた考えるものなのか？と。

学習指導要領解説が求めているのは、「指導に当たっては、個別の指導計画を作成すること」です。使わない・使えない書類を年度初め・学期初めに作成し、保管しておくことではありません。目標も教材教具も活動も支援も配慮事項も、単一・画一・同一で、実態把握も個人差も念頭にない指導は不可という意味です。

日々の指導・授業に当たっては、「この子だから、こんな支援で、ここまでは目指したい！」
「この子には、〇〇しよう。あの子には●●しよう」と、子ども一人一人に対する目標・支援プラン・備えがある授業・指導を行うことが、私たちに求められているのです。

私たちがすべきことは、個別の指導計画の作成と活用ではなく、個別の指導計画がある授業・指導です。

4 子どもたちに求める前に、まずは私たち教職員自身がチャレンジを【継続】

教職員が自身でチャレンジできないことを、子どもたちに求めることなどできません。

まずは私たち教職員自身が、「主体的・対話的で深い学び」で仕事を進めましょう。私たち教職員自身が、「①知識・技能。②思考力、判断力、表現力。③学びに向かう力、人間性」という資質・能力を高めていきましょう。

【参考⑤ 学習指導要領解説】

◆「対話的な学び」とは（総則編P251）

子ども同士の協働，教職員や地域の人との対話，先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ，自己の考えを広げる深めること。

◆「学びに向かう力，人間性等を涵養すること」とは（総則編P193）

主体的に学習に取り組む態度。自己の感情や行動を統制する力。自分の思考や行動を客観的に把握し認識する力。多様性を尊重する態度や互いのよさを生かして協働する力，持続可能な社会づくりに向けた態度，リーダーシップやチームワーク，感性，優しさや思いやりなどの人間性等に関するものも幅広く含まれる。こうした情意や態度等を育んでいくこと。

また、新潟市教育委員会では、令和5年度も、教育活動の基盤となる「支持的風土の醸成」を、全ての学校に求めています。

今年度の当校教職員数は、市立学校園最大の130人です。しかし、130人もいても、名前も顔も全員が異なります。教職員一人一人が、個性も、得意・不得意も、抱えている事情も異なります。人は誰もが、時には長所が裏目に出て短所になってしまうこともあれば、短所が結果的に功を奏して長所になってしまうこともあります。完全無欠、完璧な人など、いません。学校には、130人の総力、130人のチームワーク・チームプレーが必要です。

まずは130人の教職員間で「支持的風土の醸成」を実現し、校地・校舎の隅々まで、温かい学校の風土を広げていきましょう。

【参考資料⑥ 新潟市教育委員会：支持的風土の醸成とは】

- ◆「傾聴・受容」「支援」「自律」を意識した風土づくり
- ◆認め合い、助け合い、期待をかけ合い、高め合う 温かい学級の風土

5 「学校教育の充実」と「個人としての幸せ」の両立を目指しましょう【継続】

新潟市が重点的に取り組み、当校でも学校づくりの重要なキーワードの一つとして取り組んでいる「働き方改革」は、改正労働基準法（在校時間の上限規制）を守るという法律対応であり、質の高い持続可能な学校をつくる取組であり、「学校教育の充実」と、「教職員個人の健康・幸せ」との両立を目指す取組です。最近のニュースでは、運輸・物流業界にも「働き方改革」がよいよ迫ってきたことを報じています。当校も引き続き、「働き方改革」に取り組めます。

ただ、本当に残念で、情けない話ですが、令和4年度も全国・県内で、公務員・教職員の不祥事が続きました。飲酒運転、速度超過運転、当て逃げ運転、不正会計処理、体罰、暴行、猥褻行為、盗撮、ストーカー、青少年保護条例違反、個人情報流出・紛失、不適切なSNSの書き込みや拡散・・・。

非違行為が悪いということは、子どもでもわかること。教職員の非違行為は、勤務する学校の信用を失墜させ、同僚全員を苦しい立場に追い込み、保護者と子どもたちの心を傷つけます。

しかし、それ以上に切なく悲惨なことは、当事者となった教職員自身が、その教職員のご家族までもが、たった一瞬の過ちのために、悲痛な状況に陥り、多くのものを失い、深く、長く、苦しみ続ける人生を送ること。さらに、デジタル・タウーという言葉があるように、制御・削除不能な情報として、その過ちがネット上に残り続ける恐怖があること。

非違行為を根絶して、自分自身やご家族の幸せも、同僚の幸せも、学校に集う全ての人の幸せを守りましょう。非違行為を根絶して、当たり前の行動を続け、平凡でもいいからあたりまえの生活が続けられる、幸せな人生を送りましょう！

